# 水道法水質基準改正（2020年4月1日施行）（1/2）

The Knights

「水質基準に関する省令」が一部改正され、2020年4月1日から「六価クロム化合物」の水質基準値が変更されました。検査項目と基準値は下記のとおりです。

| 番号 | 検査項目 | 基準値 |
|---|---|---|
| 1 | 一般細菌 | 1ml の検水で形成される集落数が 100 以下であること。 |
| 2 | 大腸菌 | 検出されないこと。 |
| 3 | カドミウム及びその化合物 | カドミウムの量に関して、0.003 mg/l 以下であること。 |
| 4 | 水銀及びその化合物 | 水銀の量に関して、0.0005 mg/l 以下であること。 |
| 5 | セレン及びその化合物 | セレンの量に関して、0.01 mg/l 以下であること。 |
| 6 | 鉛及びその化合物 | 鉛の量に関して、0.01 mg/l 以下であること。 |
| 7 | ヒ素及びその化合物 | ヒ素の量に関して、0.01 mg/l 以下であること。 |
| 8 | 六価クロム化合物 | 六価クロムの量に関して、0.02 mg/l 以下であること。 |
| 9 | 亜硝酸態窒素 | 0.04 mg/l 以下であること。 |
| 10 | シアン化物イオン及び塩化シアン | シアンの量に関して、0.01 mg/l 以下であること。 |
| 11 | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 10 mg/l 以下であること。 |
| 12 | フッ素及びその化合物 | フッ素の量に関して、0.8 mg/l 以下であること。 |
| 13 | ホウ素及びその化合物 | ホウ素の量に関して、1.0 mg/l 以下であること。 |
| 14 | 四塩化炭素 | 0.002 mg/l 以下であること。 |
| 15 | 1,4 - ジオキサン | 0.05 mg/l 以下であること。 |
| 16 | シス - 1,2 - ジクロロエチレン及び<br>トランス - 1,2 - ジクロロエチレン | 0.04 mg/l 以下であること。 |
| 17 | ジクロロメタン | 0.02 mg/l 以下であること。 |
| 18 | テトラクロロエチレン | 0.01 mg/l 以下であること。 |
| 19 | トリクロロエチレン | 0.01 mg/l 以下であること。 |
| 20 | ベンゼン | 0.01 mg/l 以下であること。 |
| 21 | 塩素酸 | 0.6 mg/l 以下であること。 |
| 22 | クロロ酢酸 | 0.02 mg/l 以下であること。 |
| 23 | クロロホルム | 0.06 mg/l 以下であること。 |
| 24 | ジクロロ酢酸 | 0.03 mg/l 以下であること。 |
| 25 | ジブロモクロロメタン | 0.1 mg/l 以下であること。 |
| 26 | 臭素酸 | 0.01 mg/l 以下であること。 |
| 27 | 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和） | 0.1 mg/l 以下であること。 |
| 28 | トリクロロ酢酸 | 0.03 mg/l 以下であること。 |
| 29 | ブロモジクロロメタン | 0.03 mg/l 以下であること。 |

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336 -0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590　FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

■事業内容■
①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
③水道法第 20 条に基づく水質検査
④製品開発・品質管理に伴う化学分析
⑤アスベスト分析
⑥絶縁油中のPCB分析
⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査

CERTIFIED ISO 9001
UKAS MANAGEMENT SYSTEMS 0001

# 水道法水質基準改正（2020年4月1日施行）（2/2）

The Knights

| 番号 | 検査項目 | 基準値 |
|---|---|---|
| 30 | ブロモホルム | 0.09 mg/l 以下であること。 |
| 31 | ホルムアルデヒド | 0.08 mg/l 以下であること。 |
| 32 | 亜鉛及びその化合物 | 亜鉛の量に関して、1.0 mg/l 以下であること。 |
| 33 | アルミニウム及びその化合物 | アルミニウムの量に関して、0.2 mg/l 以下であること。 |
| 34 | 鉄及びその化合物 | 鉄の量に関して、0.3 mg/l 以下であること。 |
| 35 | 銅及びその化合物 | 銅の量に関して、1.0 mg/l 以下であること。 |
| 36 | ナトリウム及びその化合物 | ナトリウムの量に関して、200 mg/l 以下であること。 |
| 37 | マンガン及びその化合物 | マンガンの量に関して、0.05 mg/l 以下であること。 |
| 38 | 塩化物イオン | 200 mg/l 以下であること。 |
| 39 | カルシウム、マグネシウム等（硬度） | 300 mg/l 以下であること。 |
| 40 | 蒸発残留物 | 500 mg/l 以下であること。 |
| 41 | 陰イオン界面活性剤 | 0.2 mg/l 以下であること。 |
| 42 | （4S,4aS,8aR）-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a（2H）-オール（別名ジェオスミン） | 0.00001 mg/l 以下であること。 |
| 43 | 1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール（別名2-メチルイソボルネオール） | 0.00001 mg/l 以下であること。 |
| 44 | 非イオン界面活性剤 | 0.02 mg/l 以下であること。 |
| 45 | フェノール類 | フェノールの量に換算して、0.005 mg/l 以下であること。 |
| 46 | 有機物（全有機炭素（TOC）の量） | 3 mg/l 以下であること。 |
| 47 | pH値 | 5.8 以上 8.6 以下であること。 |
| 48 | 味 | 異常でないこと。 |
| 49 | 臭気 | 異常でないこと。 |
| 50 | 色度 | 5 度以下であること。 |
| 51 | 濁度 | 2 度以下であること。 |

詳しくは、当社　**分析担当者　野上、貝森（フリーダイヤル０１２０－０１－２５９０）**までお問い合わせ下さい。

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590　FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

■事業内容■
①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
③水道法第 20 条に基づく水質検査
④製品開発・品質管理に伴う化学分析
⑤アスベスト分析
⑥絶縁油中のPCB分析
⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査

CERTIFIED ISO 9001　UKAS MANAGEMENT SYSTEMS 0001